

本講演資料は、2017年11月15日に開催された「福知山公立大学地域経営学セミナー」での講演での配布資料である。「地域経営学とは何か」、「地域経営学の意義と体系」等についての私の見解は、本学会誌の2020年の第2巻第2号に掲載することになっている。

「地域経営学 (Regional Management) とは何か

—日本学術会議での審議の経緯と内容—

地域経営未来総合研究所長

日本学術会議連携会員

札幌学院大学名誉教授

藤永 弘

1. はじめに

- ① 「地域経営の歴史」から学び、「地域経営の現実」を直視し、考え、「地域経営の未来」をデザインする「地域経営学」の学術的理論構築を行う。
- ② 澁澤栄一の「論語と算盤」、近江商人の「三方よし」等の経営哲学、ビジネス哲学から学び「地域経営学」の学術的理論構築を行う。
- ③ 「歴史・理論・政策の融合・統合」、「文理融合・統合」した「地域経営学」の学術的理論構築を行う。
- ④ 「経営学・会計学・商学（マーケティング）・経営工学（総合工学）・経営情報科学（IT・ICT・IoT・AI）などの融合・統合」した「地域経営学」の学術的理論構築を行う。

2. 日本学術会議経営学委員会における「地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会」での審議に至る経緯（今後の予定を含む）

○報告『経営リテラシーの定着に向けて』

（経営学委員会「経営リテラシー分科会」委員長：奥林康司）

○提言『グローバル社会における日本独自の経営概念の探求』

（経営学委員会「会計学分科会」委員長：藤永弘）

○報告『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野』

（大学教育の分野別質保証推進委員会「経営学分野の参照基準検討分科会」

委員長：藤永弘）

○報告『わが国の経営学大学院教育のあり方について—高度職業人教育を中心に—』

（経営学委員会「経営学大学院教育のあり方検討分科会」委員長：鈴木久敏）

○記録『地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会 記録』（第24期に継続審議）

（経営学委員会「地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会」委員長：藤永弘）

（第24期日本学術会議経営学委員会『地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会』

○提言（予定）『地域経営学の研究・教育のあり方』（仮題）

2. 「経営学の参照基準」の概要

配布資料の日本学術会議「報告」『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野』で説明（「経営学の定義」のみを「地域経営学の定義」との関係で下記に示す）

経営学の定義

「経営学は、営利・非営利のあらゆる継続的事業体における組織活動の企画・運営に関する科学的知識の体系である。

営利・非営利のあらゆる継続的事業体の中には、私企業のみならず国・地方自治体、学校、病院、NPO、家庭などが含まれる。

また、企画・運営に関する組織活動とは、新しい事業の企画、事業体の管理、その成果の確認と改善、既存事業の多角化、組織内における各職務の諸活動である。これらの諸活動を総体として経営と呼ぶ。」

3. 「地域経営学」の背景

- (1) 19世紀、20世紀はいかなる時代であったか、21世紀の世界はいかなる時代になるか

19世紀は「ヨーロッパ中心の時代」、20世紀は「アメリカ中心の時代」、21世紀は「多極化の時代」か

- (2) 第二次大戦後の「日本経済・市場経済の歩み」

- ① 「日本経済の復興・再建時代」→「高度経済成長時代」→「バブル経済時代」→「低成長時代」→「グローバル経済時代」→「グローバル経済時代」→
- ② 「加工貿易立国」→「科学技術立国」→「観光立国」→
- ③ 「プロダクト型市場経済」→「ファイナンス型市場経済」→「知識情報型市場経済」（武田隆二先生の提言）→
- ④ 「利害調整型市場経済」→「株主重視型市場経済」→「多様・混合型市場経済」
- ⑤ 「上り線型経済」→「下り線型経済」→「上り線・下り線交流型経済」→

- (3) 地域経営学の主要な潮流

「集落経営（タウンミーティングによる地域経営）」→「自治体サポートによる地域経営」→「国家政策・国家主導による地域経営」→「住民主導・住民主体、自治体などの参加による地域経営」→

- (4) 日本の「地方自治（地方公共団体）の変遷」

- ① 「戦前の地方自治」

○大日本帝国憲法には、「地方自治の規定」がなく、地方自治は府県精、市制、町村

制の下で認められていた。

○明治 21 年の市制、町村制では、市町村を「地方団体と位置付け」られ、団体自治の形態は整備されたが、府県知事や内務大臣等の強い監督下に置かれた。

○明治期、大正期、昭和期と選挙権・被選挙権の拡充、議会の強化等地方自治制度は近代化・民主化の方向に向かったが、戦時下では地方団体は戦争目的を支えるものとして機能した。

② 「戦後の地方自治」

戦後、地方自治は「憲法で保障」されるが、社会経済状況等の影響により幾多の変遷をたどる。

③ 「高度経済成長時代」

1950 年半ばから 1970 年代半ばまで続く「高度経済成長時代」では、国からの「機関委任事務や国庫補助金」に誘導された「横並び・中央直結の地方自治」が展開された時代。道路など公共財の社会的インフラは整備されたが、反面、「公害問題、乱開発等」の課題に対して、自治体により独自の先駆的な取り組みが行われた。

④ 「行政改革の時代」

国及び自治体の厳しい財政状態の中で、「効率的な行政運営」、「歳出削減」、高度経済成長時代に拡張した「行政サービス見直し」、「事業の選択と集中」、「民間経営手法の積極的な導入」(NPM、PDCA など)が行われ時代。

⑤ 「中央主権型社会」から「地域主権型社会」への移行時代

○ 中央政府任せでなく、地域住民一人一人が地域自治に関わり、地域社会を創生していく時代で、真の住民自治が問われる時代。

○ 行政法上も「国と地方が対等」で、地域のことは地域が決める地域社会の自己決定・自己責任で、「地域特性・地域資源を活かした持続可能な地域の創生の時代」。

○ 「補助金依存型地域行政」から脱却を図り、「精神的・経済的自立型地域社会の創造」を目指す時代。

○ 精神的・経済的に自立した持続可能な地域社会の創生には、「地域住民の視点」から、「民・学・産・官・金・言・士等との連携・協働」により、地域特性・地域資源を活かした「地域価値の創造のための地域経営学」の科学的な知識・知見が必要な時代。

(5) 日本の現代社会の時代認識

① 「グローバル化時代」(「国際化時代」→「ボーダレス化時代」→「グローバル化時代」時代)→「グローカル化時代」(地域に根差し、世界に拓かれた時代)

② 「高度情報化時代」(IT、IoT、AI 等活用の時代)

③ 「地球規模での人口増加」と日本等の先進国での「少子高齢化時代」(人口構成問題、人材不足問題の時代)

- ④ 「価値観の多様化時代」（多様な生き方の時代）
- ⑤ 「地球的規模での競争・共存・共生の時代」
- ⑥ 「国家財政・地方財政危機の時代」（財政自立・再建問題解決の時代）
- ⑦ 「地球環境保全の時代」（循環型社会の創生の時代）
- ⑧ 「地域創生の時代」（都市創生問題、地方創生問題解決の時代） 等

3. 地域経営学の必要性

- ① 「持続可能な地域社会の創生」の必要性
- ② 「地域社会の精神的・経済的自立」の必要性
- ③ 「少子化・高齢化対策、人口構成の是正」の必要性
- ④ 「中央主権型・補助金依存型・行政依存型地域経営」から「地域主権型・自立型地域経営」への移行の必要性
- ⑤ 「地域内の各種経営主体との連携・協働」、「他地域社会間の連携・協働」、「民・学・産・官・金・言・士等の連携・協働」による「持続可能な自立した・自律した地域社会の創生」の必要性
- ⑥ 「地域特性・地域資源を活用した地域価値の創造」の必要性

4. 地域経営学の定義（分科会で検討中のため藤永弘の定義）

- ① 「地域経営学」は、地域社会全体を「経営主体（継続的事業体）」として、地域内の「各種経営主体（各種継続的事業体）」が連携・協働して、「持続可能な自立した地域社会の創生」に向けて、「地域特性・地域資源」を活かした「地域価値の創造」のための課題設定とその解決を図る「科学的知識の体系」である。
- ② 「地域経営学」は、「持続可能な地域社会の創造」を地域経営の理念として「地域社会全体の価値の最大化」を目指すと共に、地域社会を構成する各種経営主体は、地域社会全体の価値の増大を志向しながら、「個別経営主体の価値の最大化」を目指す。
- ③ 「地域経営学」での各種経営主体（各種継続的事業体）の中には、地域社会を構成する「私企業、自治体、公企業、学校、病院、組合、NPO、家庭等」が含まれる。
- ④ 「地域経営学」での地域価値には、「社会価値」（歴史価値・文化価値・自然価値・地域特性価値等）、「組織価値」（組織文化価値・住民意識価値・イノベーション価値・連携協働価値等）、「経済価値」（物的資源力・人的資源力・財政力・キャッシュフロー力等）等から構成される
- ⑤ 「地域経営学」での地域価値の創造は、地域内のみならず「他の地域間の連携による安定生産・安定供給・安定販売等」（広域地域経営）による地域価値の創造がなされる。

5. 地域経営学に「固有な特性」

- ① 地域経営学の「第1の固有な特性」としては、「持続可能な地域社会の創生」のために、地域社会を一つの経営主体（継続的事業体）として、地域社会内の各種経営主体（各種継続的事業体）が連携・協働して行う地域価値の創造活動を俯瞰的に見る視点であり、「地域経営者の視点」あるいは「地域経営主体の視点」である。
- ② 地域経営学の「第2の固有な特性」としては、地域社会内の各種経営者体（各種継続的事業体）が地域社会全体の価値の増大を志向しながら、各種経営主体の価値の創造活動を俯瞰的に見る視点であり、「各種経営主体の経営者の視点」である。
- ③ 地域経営学の「第3の固有な特性」としては、地域社会全体の経営主体および地域内の各種経営主体の価値の創造を図る「経営主体の管理者の視点」である。
- ④ 地域経営学の「第4の固有な特性」としては、他地域間連携による「地域価値創造の安定的創造」、「地域価値創造の最大化」、「持続可能な地域社会の創造」を行うために「地域間連携による地域経営」・「広域地域経営」が行われる。
- ⑤ 地域経営学の「第5の固有な特性」としては、「民・学・産・官・金・言・士」等の多様な連携・協働によりノウハウやアイデア等を提出し合いながら地域価値を創造する「オープン・ソーシャル・イノベーション」や、地域課題の解決のための「プラットフォーム」等の新たな地域経営方式や技法を積極的に導入して地域価値の創造を図る。

6. 地域経営資源の「形態別分類」

① 地域特性「自然資源」

地理的条件：地熱、地質、湧水、降水量、河川、海水、海流、流氷、海岸、山脈、山岳、地理的位置、森林、湿地帯、伏流水、景観、など

気候的特性：気温、湿度、降水量、日照時間、空気、風力、など、

② 地域特有な「歴史・文化・社会資源」

遺跡、文化財、歴史的建造物、伝統文化・伝承文化、民話、地域芸能、街並み、神社、仏閣、祭り、イベント、ライフスタイル等

③ 地域特有な「人工資源・」

橋、運河、家屋、トンネル、市街地、公園、街路樹、灯台、遊園地、スキー場、運動場、ダム、学校（幼稚園・小学校・高等学校・大学・大学院、研究所、専門学校等）、美術館、動物園、水族館、公民館、遊園、道の駅、民宿、旅館、ホテル、港、空港、新幹線、道の駅等

④ 地域特有な「人的資源」

定住人口、交流人口、人口構成、労働力、高齢者、人情、人脈、人的ネットワーク、相互信頼関係、相互扶助関係、郷土出身者、郷土愛、長期・短期移住者など

⑤ 地域特有な「知的情報資源」

高齢者の知恵力・技術力・経験力、若者の挑戦力・行動力、地域ブランド力（「リー

ジョナル・ブランド力)、地域製品ブランド力(「リージョナル・プロダクト・ブランド力)、特許・商標権、IT・IoT・AI 活用力、研究開発力など

⑥ 地域特有な「特産品資源」

郷土料理、農産物、水産物、林産物、酪農品、山菜、陶器、地域ブランド商品、地域特産品など

⑦ 地域所有の「地域経営資金・資金調達資源」

現金、預金、有価証券、長期・短期債券、内部留保、投資資金、フリーキャッシュフロー、地域の金融機関(地方銀行・信用金庫・信用組合等)資金活用力等

(注) 地域資源の分類は、「機能的分類」など地域経営目的により他の分類がある。

例えば、「地域特有自然資源」は、地域経営目的により更に下記のような分類も可能である。

- ① 原生的自然資源：原生林、沼地、湿地帯、湖、湾、砂丘、海岸、山岳、山脈等
- ② 人工的自然資源：人工林、里山、里海、農地等
- ③ 野生生物自然資源：希少種動物、希少種植物、野生動物、山菜等
- ④ エネルギー自然資源：石炭、石油、木材、地熱、太陽光、海流、日照時間等
- ⑤ 鉱物自然資源：化石、金、銀、銅、錫、石、水晶、石炭、翡翠等
- ⑥ 水自然資源：地下水、表流水、湧水、湧水、深海水、海水、温泉等
- ⑦ 自然環境資源：景観、風景、空気、雲海、眺望、天空、山脈、山岳、平野、丘陵等

7. 地域経営学教育と人財育成

- 大学が地域に有用な人材育成するためには、地域は大学に「研究の場」を提供し、その研究成果を大学の教育に「教材として伝授」し、地域の担い手となる「人財の育成」を行う。
- 地域の新たな問題・課題が発生された時には、大学及び地域(関連する各種経営主体)と連携・協働して問題を解決することにより、更なる「知識(地域経営知識等)の修得と蓄積」が行われ、「大学教育に反映」される。
- 地域経営学は、地域を経営主体とした「持続可能な地域社会の創生」に向けて、地域特性・地域資源を活かした事業化による「地域価値の創造のための地域経営学」であることから「地域経営学の学修(座学と現場学修)」により、下記のような能力を有する人財育成が可能である

「地域経営学の学修と人財育成」

- ① 「地域の歴史」から学び、「地域の特性・資源、地域の生活・経済・社会の現状」を直視して、考え、「地域の将来をデザインする知識と能力」を有する人財育成が可能である。
- ② 地域の各種経営主体の連携・協働による全体地域価値の創造に向けて、「各種経営

主体（私的事業体の経営、公的事業体の経営、自治体経営等）の経営に関する知識と能力」を有する人財育成が可能である。

- ③ 経営学・会計学・商学（マーケティング）、経営工学、経営情報学等の統合・融合された「広義の経営学の知識・知見を取り込んだ地域経営に関する知識と能力」を有する人財育成が可能である。
- ④ 地域経営の離接科学分野である「地域経済学（地域経済政策）、地域社会学（地域社会政策）、地域学（地域政策）、自治法・行政法、行政学（行政政策）等に関する知識と能力」を有する人財育成が可能である
- ⑤ 地域経営学は、持続可能な地域社会の創生を地域経営の理念とすることから、「地域全体の利益、地域住民の利益、公私事業体の利益」に関する知識と能力を有する人財育成が可能である。
- ⑥ 特定地域の地域経営学と共に、「他の地域との連携・協働による広域地域経営に関する知識と能力」を有する人財育成が可能である。

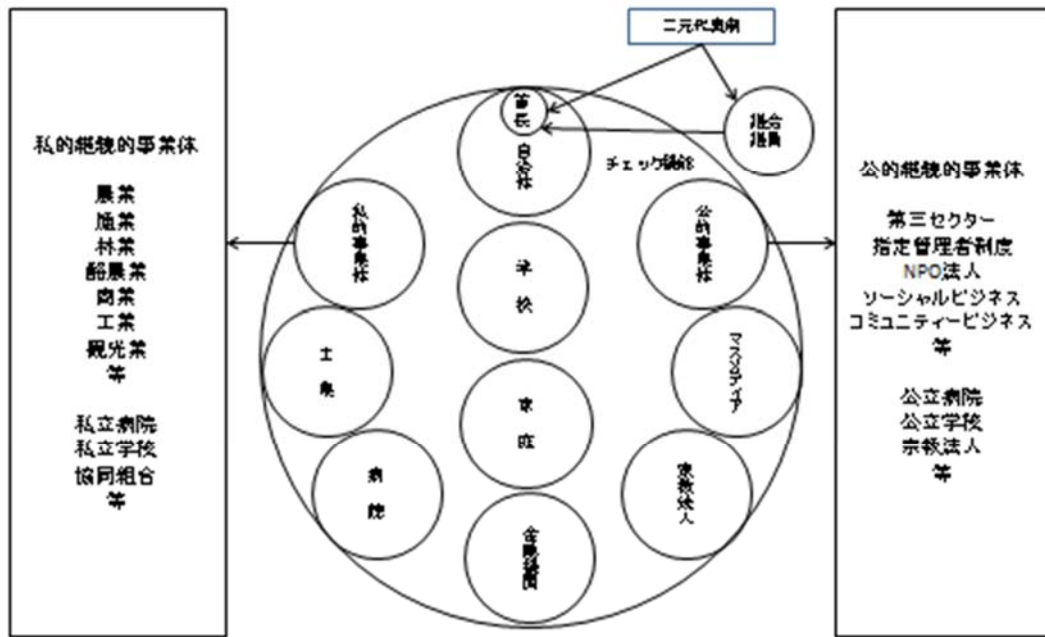
8. 日本学術会議の第24期分科会の地域経営学の理論構築において主要な検討中の事項

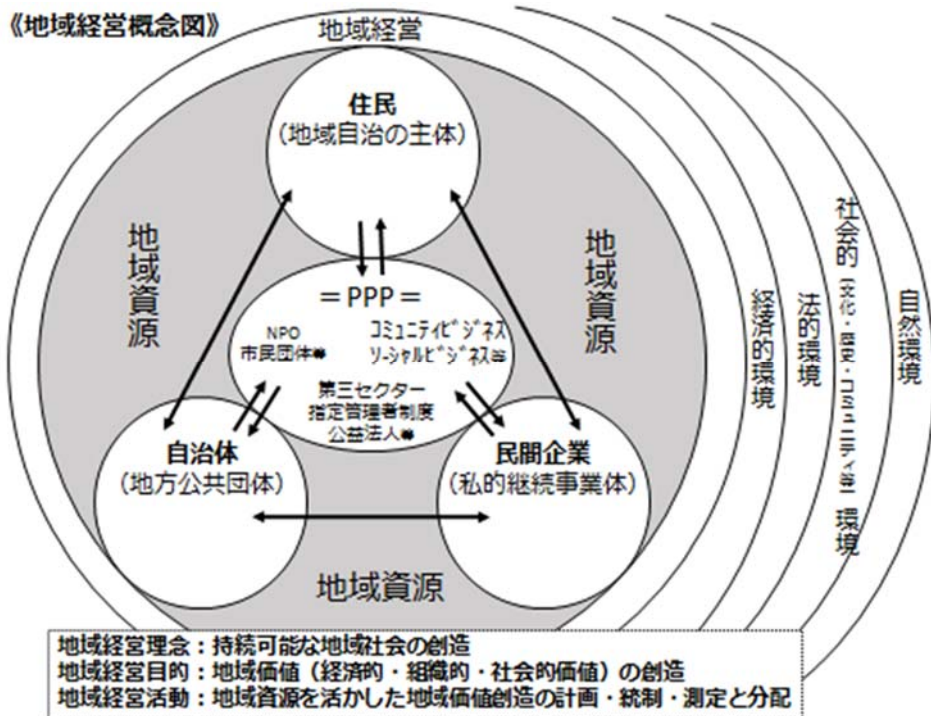
- ① 地域経営における「地域経営主体」について
 - 地域社会の歴史、現状などの特殊性により多様な「地域経営主体」が考えられ、固定的でない。
- ② 地域経営における「自治体の役割」について
 - 地域経営における地方公共団体による経営（自治体経営）の役割
- ③ 地域経営における「地域内各種経営主体間の連携・協働」のあり方について
- ④ 地域経営における「意思決定と業績評価」のあり方について
 - 地域経営への「バランスト・スコアー」などによる「戦略マップと業績評価」について
- ⑤ 地域経営における「広域地域経営（他地域社会の地域経営間の連携・協働による広域地域経営）」のあり方について
- ⑦ 地域経営の『地域経営統合報告書』の内容と形式のあり方について
- ⑧ 地域経営における「地域経営分析」と『地域経営分析報告書』の内容と形式あり方について
- ⑨ 地域経営における「地域経営監査」と『地域経営監査報告書』の内容と形式あり方について
- ⑩ 地域経営における「情報公開」のあり方について

9. 日本学術会議経営学委員会「地域経営学の研究・教育のあり方検討分科会」は、第23期の審議経過と内容を踏まえて、第24期にさらに継続審議されて「提言」として取り纏められ公表される。

第1図 「地域経営における各種経営主体（各種継続的事業多）」と「地域経営概念図」

地域経営における各種経営主体(各種継続的事業体)





第2図 「自治体主導の公共経営」と「企業経営」の現状

(第2図及び第3図は分科会での鈴木久敏委員の報告資料)

項目	自治体主導の公共経営			企業経営
	行政	公営企業	第三セクター	
事例	行政窓口、環境、防災、インフラ整備、教育、医療・介護、福祉、産業振興など	上下水道、鉄道・バス、国鉄、病院など	三陸鉄道、札幌国際エアポート・ミナソノビルなど	グローバル企業 大企業 中小企業 個人企業
地域	行政区	行政区 広域連携	行政区 広域連携	地域に依存せず
経営主体	自治体	自治体 事業組合(周辺自治体)	事業者(自治体、銀行、地産 有力企業などが出資)	経営者(取締役、執行役) オーナー
参加者	首長 自治体職員	自治体からの出向職員 自治体職員(現業等)	自治体からの出向職員 事業者職員	株主 従業員
ヒト/組織	支援者	国/都道府県	地元自治体 周辺自治体	国/自治体/金融機関等
その他 利害関係者	主として行政区内の事業者	行政区内での事業者 行政区外での事業者	専門性を持った関連事業者	取引先 顧客
モノ	行政上の各種インフラ	自前で建設/獲得したインフラ	自治体・公益事業者から引き継いだインフラ	固定資産 流動資産
カネ	主に税金	税金・補助金 公共料金徴収	出資 売上	資本金/借入金 売上
償償				
市場/対象	行政区内住民	地域内住民 地域周辺の住民	地域内住民 地域外利用者	BtoB BtoC
理念/価値観	公平性 安全性 経済性 透明性	公平性 安全性 経済性 透明性	安全性 経済性 採算性	利益 株主価値/株主
エコシステム				

第3図 「事業者・個人主導の地域経営」と「企業経営」

項目	事業者・個人主導の地域経営				企業経営	
	自営体主導型 自営体連帯型	互有企業中心	事業者組合中心	ボランティア組合中心		
事例	ふるさと商工団地開発工 町 フードパレとがち	大丸賀まちづくり協会の	せらせらフェスティバル in SASEBO (世田谷市) 瀑布院温泉まつり おぞがアイルランドツーリス ム(五島列島小値賀島)	尾道定せせ再生プロジェ ク(N尾道市)	グローバル企業 大企業 中小企業 個人企業	
地域	行政区域内の一帯 行政區を越えた地域	ビジネス街	商店街 温泉街 旅館	事業内容に依じた小地 域	地域に依存せず	
ヒト/組織	経営主体	地元事業主の連合体	地元互有企業の連合体	地元事業主の連合体	NPO 任意団体 個人	経営者(取締役、執 行役) オーナー
	参加者	意欲のある地元事業主・生 産者	企業からの出向社員	意欲のある地元事業主	意欲のある個人	株主 従業員
	支援者	地元自治体 周辺自治体	地元自治体	地元自治体 観光協会	地元自治体 観光協会	母/自治体/金融機 関等
	その他 利害関係者	地味住民 地元大学・高校	テバロッパー	地味住民 地元大学・高校	地味住民	取引先 顧客
モノ	農林水産物等を中心とした 地域資源	ビジネス街の土地	商店街の店舗・商品 温泉街の酒・店舗 地元の古民家・産物	持ち寄った地域資源 盛り上げた地域資源	固定資産 流動資産	
カネ	出資 売上	出資 サービス対価	組合員合資 売上	寄付 サービス対価	資本金/借入金 売上	
評価						
市場/対象	地域外の消費者 [地域内の消費者]	地域内土地所有者 地域外事業者/消費者	地域内の消費者/住民 地域外の消費者	仲間/地域内の消費者 [地域外の消費者]	BtoB BtoC	
理念/価値観	地域雇用創出 地域活性化 地域価値創出 (Glocal)	事業環境改革 事業持続性 社会貢献	地域活性化 売上up	老知者の生きがい 住みやすい生活環境創り	利益 株主価値/株主	
エコシステム						

第4図、全国総合開発計画（概要）比較

全国総合開発計画（概要）の比較

	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日
策定時の内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍増計画（太平洋ベルト地帯構想）	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代（地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流） 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
長期構想	—	—	—	—	21世紀の国土のグランドデザイン 一極一軸型から多軸型国土構造へ
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和62年から平成10年間	おおよそ平成12年（2000年）	平成22年から27年（2010-2015年）
基本目標	<地域間の均衡ある発展> 都市の過大化による生産面・生活面の諸問題、地域による生産性の格差について、国民経済的視点からの総合的解決を図る。	<豊かな環境の創造> 基本的課題を調和しつつ、高福祉社会を旨として、人間のための豊かな環境を創造する。	<人間居住の総合的環境の整備> 限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	<多極分散型国土の構築> 安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく地域間、国際間で相互に補充、触発しあいながら交流している国土を形成する。	<多軸型国土構造形成の基礎づくり> 多軸型国土構造の形成を目指す「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。 地域の選択と責任に基づく地域づくりの重視。
基本的課題	1 都市の過大化の防止と地域格差の是正 2 自然資源の有効利用 3 資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分	1 長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 2 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編成と効率化 4 安全、快適、文化的環境条件の整備保全	1 居住環境の総合的整備 2 国土の保全と利用 3 経済社会の新しい変化への対応	1 定住と交流による地域の活性化 2 国際化と世界都市機能の再編成 3 安全で質の高い国土環境の整備	1 自立の促進と誇りの持てる地域の創造 2 国土の安全と暮らしの安心の確保 3 恵み豊かな自然の享受と継承 4 活力ある経済社会の構築 5 世界に開かれた国土の形成
開発方式等	<拠点開発構想> 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発をすすめる、地域間の均衡ある発展を実現する。	<大規模プロジェクト構想> 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	<定住構想> 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	<交流ネットワーク構想> 多極分散型国土を構築するため、①地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、②基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、③多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。	<参加と連携> 多様な主体の参加と地域連携による国土づくり（4つの取組） 1 多自然居住地域（小都市、農山高村、中山間地域等）の創造 2 大都市のリノベーション（大都市空間の修復、更新、有効活用） 3 地域連携軸（軸状に連なる地域連携のまとまり）の展開 4 広域国際交流圏（世界的な交流機能を有する圏域）の形成
投資規模	「国民所得倍増計画」における投資額に対応	昭和41年から昭和60年 約130～170兆円 累積政府固定投資（昭和40年価格）	昭和51年から昭和66年 約370兆円 累積政府投資（昭和50年価格）	昭和61年度から平成12年度 1,000兆円程度 公、民による累積国土基盤投資（昭和55年価格）	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を提示